

		都道府県					市等						
		母子家庭及び寡婦自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭及び寡婦自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	
				自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業			母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業		
中部ブロック	22	岐阜県	◎	◎	◎	◎	◎	飛騨市(1/21)	岐阜市(1/1)	(0/20)	岐阜市、大垣市、高山市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市(21/21)	岐阜市、大垣市、高山市、多治見市、関市、美濃市、瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市(17/21)	(0/21)
	23	愛知県	◎	◎	◎	◎	◎	名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市、春日井市、豊川市、碧南市、刈谷市、安城市、蒲郡市、常滑市、小牧市、東海市、大府市、知多市、日進市、田原市、清須市、北名古屋市(20/35)	名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市(4/4)	(0/31)	名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、小牧市(29/35)	名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、安城市、蒲郡市、常滑市、稲沢市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、清須市、北名古屋市、弥富市、小牧市(29/35)	名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市、一宮市、春日井市、小牧市、知多市、日進市、田原市、清須市、北名古屋市(13/35)
	24	三重県	◎	◎	◎	◎	◎	伊勢市、志摩市、伊賀市(3/14)	—	(0/14)	津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、名張市、尾鷲市、亀山市、熊野市、いなべ市、志摩市、伊賀市(13/14)	津市、四日市市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、名張市、熊野市、いなべ市、伊賀市(9/14)	津市、四日市市、鈴鹿市、名張市(4/14)
	25	滋賀県	◎	◎	◎	◎	◎	(0/13)	—	(0/13)	大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市(13/13)	大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市(13/13)	大津市、野洲市、湖南市(3/13)
	26	京都府	◎	◎	◎	◎	◎	京都市、京丹後市(2/15)	京都市(1/1)	(0/14)	京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、京丹後市、南丹市、木津川市(15/15)	京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、京丹後市、南丹市、木津川市(15/15)	京都市、福知山市、舞鶴市、宇治市、宮津市、京丹後市、南丹市(7/15)

	都道府県						市等					
	母子家庭及び専 婦自立促進計画	母子家庭等 就業・自立 支援セン ター事業	自立支援給付金事業		母子自立 支援プログ ラム策定等 事業	母子家庭及び専婦 自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子自立支援プロ グラム策定等事業	
			自立支援教 育訓練給付 金事業	高等技能訓 練促進費事 業			母子家庭等 就業・自立 支援セン ター事業	一般市等就 業・自立支 援事業	自立支援教育訓練 給付金事業	高等技能訓練促進費事業		
近畿ブ ロック	27 大阪府	◎	◎	◎	◎	◎	大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、枚方市、茨木市、八尾市、河内長野市、松原市、大東市、箕面市、柏原市、門真市、藤井寺市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、島本町、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、摂津市、高石市、和泉市、泉南市(32/34)	大阪市、堺市、高槻市、東大阪市(4/4)	寝屋川市、柏原市(2/30)	大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、島本町(34/34)	大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、貝塚市、八尾市、枚方市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、大阪狭山市(31/34)	大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、貝塚市、八尾市、枚方市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、大阪狭山市、阪南市(22/34)
	28 兵庫県	◎	◎	◎	◎	◎	神戸市、豊岡市、加古川市、高砂市(4/29)	神戸市、姫路市、西宮市(3/3)	(0/26)	神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、豊岡市、加古川市、たつの市、赤穂市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、宍粟市、朝来市、淡路市、加東市(29/29)	神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、豊岡市、加古川市、たつの市、赤穂市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、加西市、丹波市、南あわじ市、宍粟市、淡路市、加東市(25/29)	神戸市、姫路市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、赤穂市、高砂市、川西市、三田市、篠山市、宍粟市(12/29)
	29 奈良県	◎	◎	◎	◎	◎	御所市、香芝市(2/13)	奈良市(1/1)	(0/12)	奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市、十津川村(13/13)	奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市、十津川村(13/13)	奈良市、大和高田市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、十津川村(大和郡山市、天理市、葛城市、宇陀市の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(13/13)

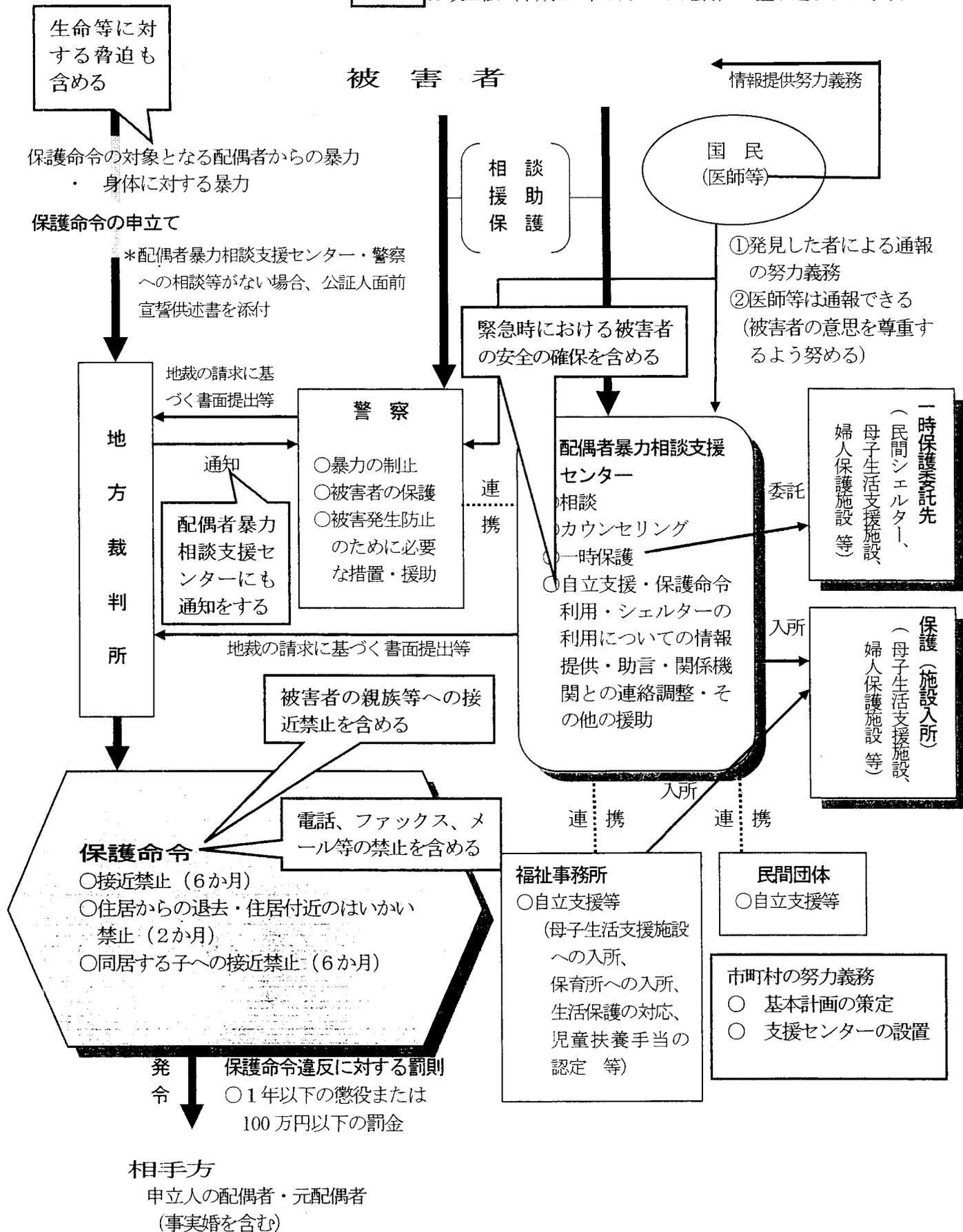
		都道府県					市等					
		母子家庭及び寡婦自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭及び寡婦自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業
				自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業			母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業	
	30 和歌山県	◎	◎	◎	◎	◎	和歌山市、有田市、御坊市(3/9)	和歌山市(1/1)	(0/8)	和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市(9/9)	和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市(9/9)	和歌山市、有田市(2/9)
中国ブロック	31 鳥取県		◎	◎	◎	◎	倉吉市(1/4)	-	(0/4)	鳥取市、倉吉市(2/4)	鳥取市、米子市、倉吉市、境港市(4/4)	(0/4)
	32 島根県	○	◎	◎	◎	◎	松江市(1/19)	-	(0/19)	松江市、出雲市、益田市、浜田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、東出雲町、奥出雲町、飯南町、斐川町、邑南町、津和野町、吉賀町、西ノ島町、隠岐の島町(17/19)	松江市、出雲市、益田市、浜田市、安来市、江津市、雲南市、東出雲町、奥出雲町、飯南町、斐川町、邑南町、津和野町、吉賀町、西ノ島町、隠岐の島町(16/19)	浜田市、安来市、雲南市(左記以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(19/19)
	33 岡山県	◎	◎	◎	◎	◎	倉敷市、岡山市(2/16)	岡山市、倉敷市(2/2)	(0/14)	岡山市、倉敷市、津山市、総社市、瀬戸内市(5/16)	倉敷市、瀬戸内市(2/16)	岡山市、倉敷市、玉野市、総社市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、美作市(8/16)
	34 広島県	◎	◎	◎	◎	◎	広島市、福山市(2/19)	広島市、福山市(2/2)	(0/17)	広島市、福山市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町(16/19)	広島市、福山市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、府中市、三次市、大竹市、東広島市、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町(14/19)	広島市、福山市、三原市、尾道市、三次市、庄原市、東広島市、北広島町、大崎上島町(9/19)
	35 山口県	◎	◎	◎	◎	◎	下関市(1/13)	下関市(1/1)	(0/12)	下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市(13/13)	下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市(13/13)	下関市、山陽小野田市(左記以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(13/13)
	36 徳島県	◎	◎	◎	◎	◎	(0/8)	-	(0/8)	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市(8/8)	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市(8/8)	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市(8/8)

			都道府県					市等					
			母子家庭及び寡婦自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭及び寡婦自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業
					自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業			母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業	
四国ブロック	37	香川県	◎	◎	◎	◎	◎	さぬき市(1/8)	高松市(1/1)	(0/7)	高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市(8/8)	高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市(8/8)	高松市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市(5/8)
	38	愛媛県	◎	◎	◎	◎	◎	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市(11/11)	松山市(1/1)	(0/10)	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、東温市(10/11)	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、東温市(10/11)	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市(11/11)
	39	高知県	◎	◎	◎	◎	◎	(0/11)	高知市(1/1)	(0/10)	高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市(11/11)	高知市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市(10/11)	高知市(1/11)
九州ブロック	40	福岡県	◎	◎	◎	◎	◎	宗像市、北九州市、福岡市(3/28)	福岡市、北九州市、久留米市(3/3)	(0/25)	福岡市、北九州市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、前原市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市(24/28)	福岡市、北九州市、久留米市、大牟田市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、前原市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市(27/28)	福岡市、北九州市、久留米市、飯塚市、田川市、小郡市、嘉麻市、朝倉市、宮若市(10/28)
	41	佐賀県	◎	◎	◎	◎	◎	(0/10)	—	(0/10)	佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市(10/10)	佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市(10/10)	伊万里市、嬉野市(2/10)
	42	長崎県	◎	◎	◎	◎	◎	長崎市(1/13)	長崎市(県と共同実施)(1/1)	(0/12)	長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市(13/13)	長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、西海市、雲仙市、南島原市(11/13)	長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、松浦市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市(9/13)
	43	熊本県	◎	◎	◎	◎	◎	熊本市(1/14)	熊本市(1/1)	(0/13)	熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、山鹿市、宇土市、宇城市、阿蘇市、合志市、天草市(12/14)	熊本市、八代市、人吉市、水俣市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市、宇城市、阿蘇市、合志市、天草市(12/14)	熊本市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、山鹿市、菊池市、上天草市、宇城市(9/14)

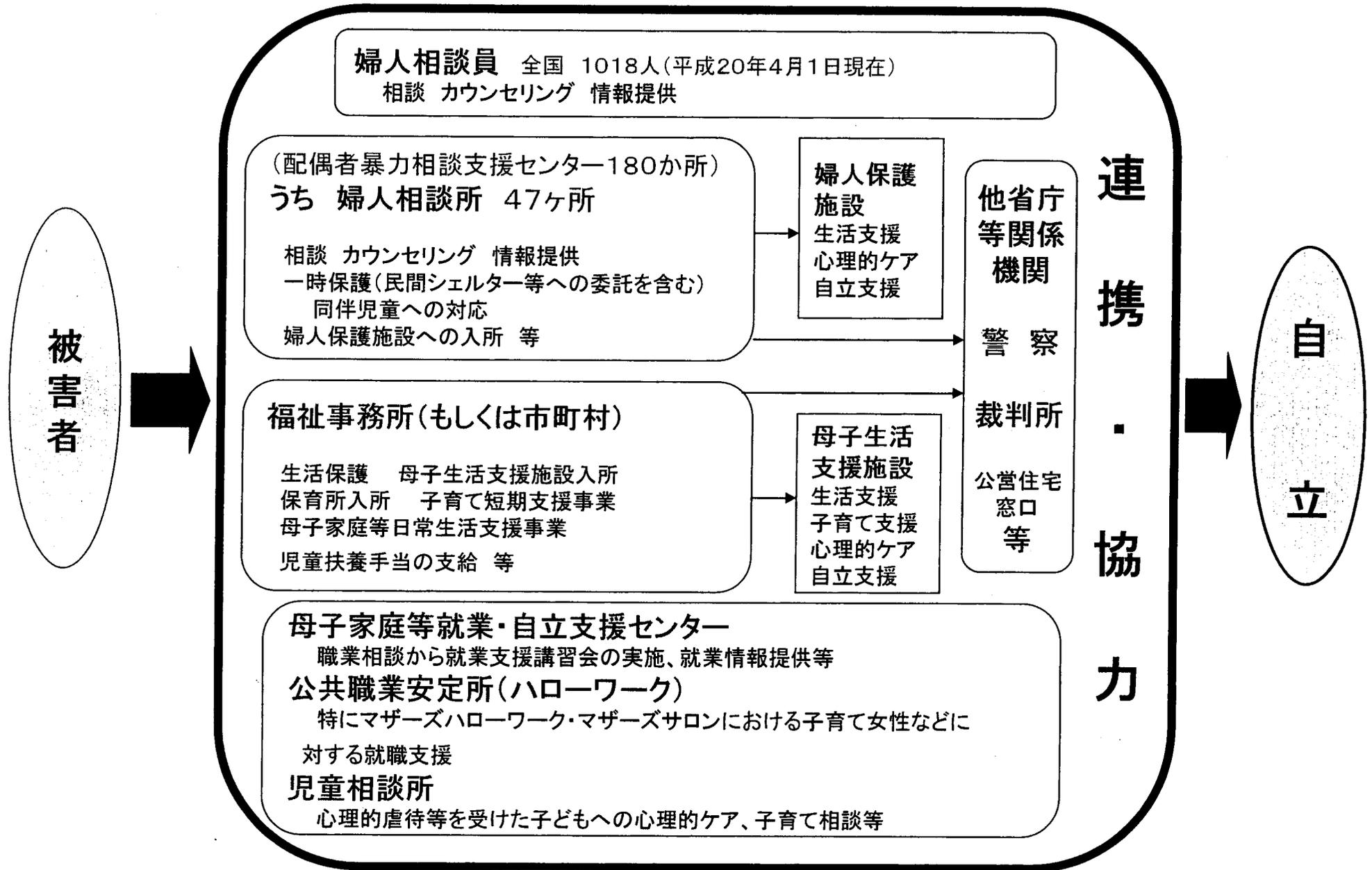
	都道府県						市等					
	母子家庭及び寡婦自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭及び寡婦自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	
			自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業			母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業		
44	大分県	◎	◎	◎	◎	◎	大分市(1/14)	大分市(県と共同実施)(1/1)	(0/13)	大分市、中津市、佐伯市、臼杵市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市(10/14)	大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、豊後高田市、宇佐市(8/14)	(大分市は県と共同実施、大分市以外の県内市在住者分も県の事業対象に含め実施)(14/14)
45	宮崎県	◎	◎	◎	◎	◎	(0/9)	宮崎市(1/1)	(0/8)	宮崎市(宮崎市以外の市等在住者分は県の事業対象に含めて実施)(9/9)	宮崎市(宮崎市以外の市等在住者分は県の事業対象に含めて実施)(9/9)	宮崎市(1/9)
46	鹿児島県	◎	◎	◎	◎	◎	鹿児島市(1/19)	鹿児島市(1/1)	(0/18)	鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、大口市、指宿市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、南九州市、志布志市、長島町(16/19)	鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、大口市、指宿市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、南九州市、志布志市、長島町(16/19)	鹿児島市(鹿児島市以外の市等在住者分は県の事業対象に含めて実施)(19/19)
47	沖縄県	◎	◎	◎	◎	◎	那覇市、浦添市、宜野湾市、石垣市(4/11)	—	(0/11)	那覇市、うるま市、宜野湾市、宮古島市、石垣市、浦添市、糸満市、沖縄市、豊見城市、南城市、名護市(11/11)	那覇市、うるま市、宜野湾市、浦添市、名護市(5/11)	那覇市、沖縄市(2/11)
都道府県合計	継続して実施(◎)	45	47	47	45	42	平成20年度実施予定状況					
	平成20年度中に実施又は実施に着手(○)	1	0	0	1	0	176/826 (21.3%)	56/56 (100%)	4/770 (0.5%)	737/826 (89.2%)	614/826 (74.3%)	450/826 (54.5%)
	実施予定なし	1	0	0	1	5						

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の概要 (チャート)

□は改正法 (平成20年1月11日施行) に盛り込まれた事項



厚生労働行政におけるDV被害者の自立支援の取組について

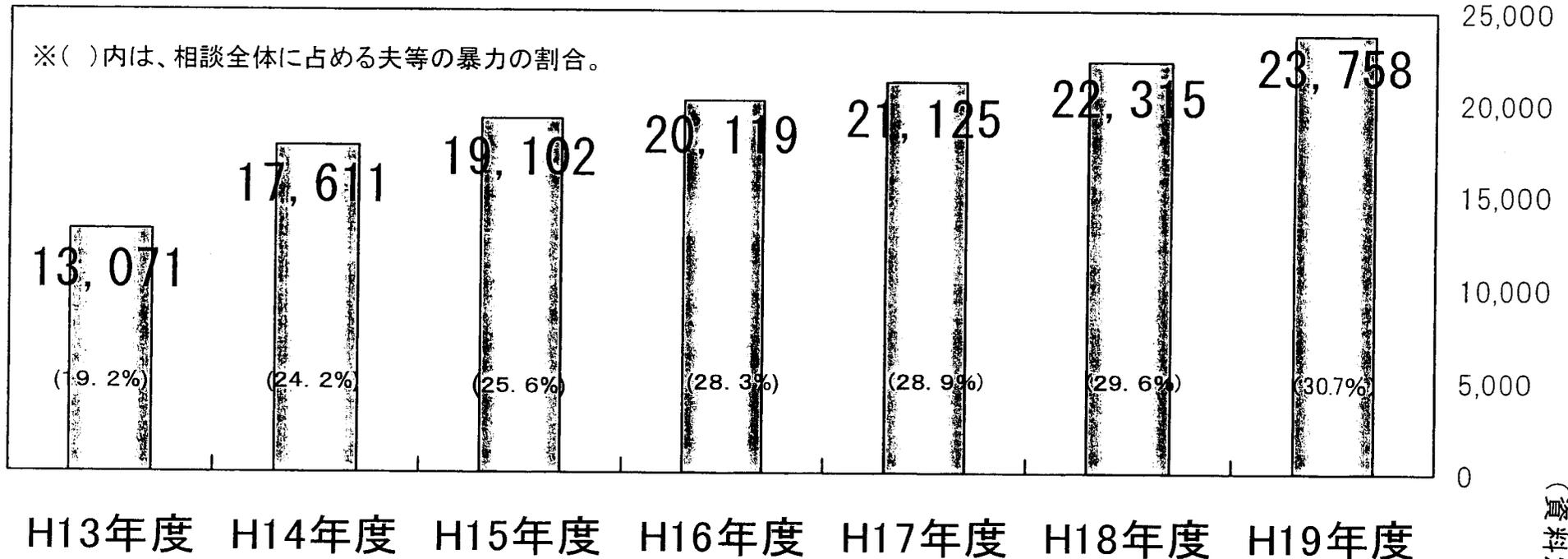


配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護 に関する法律施行後の状況について

婦人相談所及び婦人相談員による相談

○ 婦人相談所及び婦人相談員における夫等の暴力の相談件数は年々増加。

夫等の暴力の相談件数及び相談全体に占める割合(来所相談)

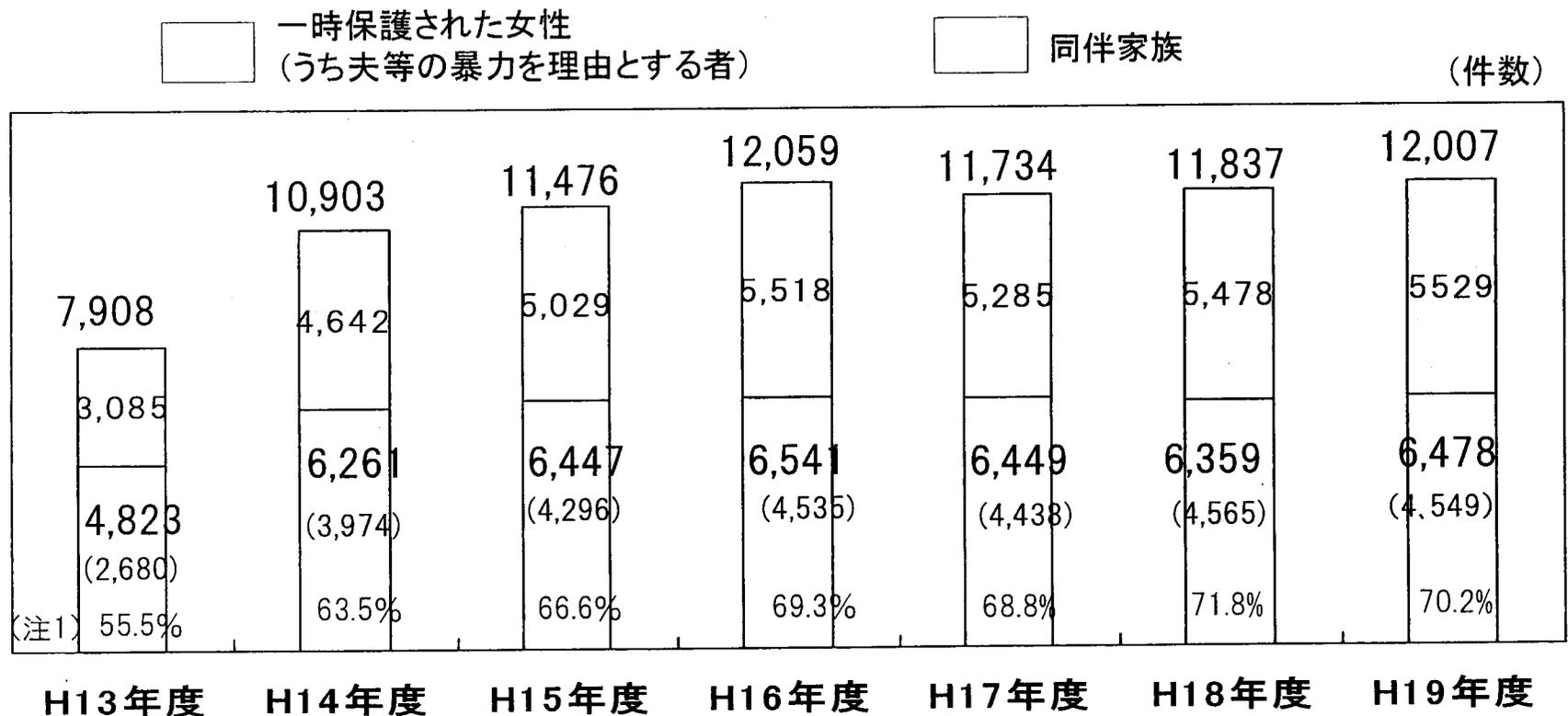


(厚生労働省家庭福祉課調べ)

(資料22)

婦人相談所による一時保護

- 婦人相談所により一時保護された女性及び同伴家族の数をみると、平成13年度から平成16年度にかけて増加し、その後は微増減の傾向。
- 主訴別内訳をみると、「夫等の暴力」を入所理由とするものの割合が6割～7割。
- 平均一時保護日数は14.4日(平成19年度)



注1) 夫等の暴力を入所理由とする者の割合。

DV被害者の一時保護委託(契約施設数)

- 平成14年度に一時保護委託制度を創設。
- 委託契約施設数は年々増加し、平成20年4月1日現在で261施設。
- 平成19年度における一時保護委託人数は、DVケース以外を含めて、3,750人(女性本人1,661人、同伴家族2,089人)である。
- DVケース以外を含めて、女性本人の平均在所日数14.3日となっている。

DV法第3条第4項に基づく一時保護の委託契約施設数(平成20年4月1日現在)

施設区分	母子生活支援施設	民間団体	児童福祉施設 (注1)	婦人保護施設	老人福祉施設	身体障害者更生援護施設	知的障害者更生援護施設	保護施設	その他	合計
か所数 (注2)	96 (97)	90 (89)	25 (23)	20 (19)	4 (7)	8 (6)	9 (6)	6 (4)	3 (5)	261 (256)

(注1) 母子生活支援施設を除く。

(注2) ()内は、平成19年4月1日現在

平成19年度 婦人保護事業実施状況報告の概要

厚生労働省雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課

婦人保護事業実施状況報告は、全国の婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設の状況を、各都道府県の婦人保護事業担当部局に調査し、雇用均等・児童家庭局家庭福祉課が行政資料として把握したものである。
(以下は、平成19年4月1日～平成20年3月31日の状況である。)

1 婦人相談所の業務

婦人相談所は、売春防止法第34条に基づき、各都道府県に設置されており、要保護女子に関する各般の問題について相談を行い、必要な調査や医学的、心理学的、職能的判定とこれらに附随した指導を行い、一時保護を行うことを主たる業務としている。

また、平成14年4月からは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「DV法」という。)第3条により配偶者暴力相談支援センターとしての役割を果たすこととなった。

さらに、平成16年12月からは、人身取引対策行動計画に基づき、人身取引被害者への支援を行っている。

(1) 相談別状況

婦人相談所において受け付けた相談実人員は、来所相談、電話相談等を合わせて136,475人(暴力被害男性を含む)であった。

種別	総数	来所による相談			巡回相談、出張相談による相談	電話相談		その他(手紙等)
		電話・巡回相談等の来所指示による	外国人からの相談	夜間相談				
実人員	(100%) 136,475	(13.2%) 17,997	2,626	968	(0.4%) 609	(85.7%) 116,990	24,187	(0.6%) 879
延人員	(100%) 221,445	(31.3%) 69,208	8,122	2,930	(0.5%) 1,004	(66.6%) 147,516	31,320	(1.7%) 3,717

(2) 来所による相談実人員の主訴別内訳

(1)の来所による相談のうち、夫等の暴力を主訴とする実人員は9,175人であり、実人員総数の51.1%にあたる。

総数	夫等の暴力	離婚問題 家庭不和	帰住先なし、 住居問題	親族間の 問題	子どもの 問題	医療関係	経済関係	人身取引 売春強要 など	その他
(100%) 17,971	(51.1%) 9,175	(13.6%) 2,445	(8.9%) 1,600	(4.7%) 839	(4.6%) 831	(3.4%) 618	(2.6%) 473	(0.6%) 100	(10.5%) 1,890

※暴力被害男性は含まない。

(3) 一時保護の状況

一時保護は、売春防止法に基づき、要保護女子の婦人保護施設への収容保護又は関係諸機関への移送等の措置が採られるまでの間行うほか、短期間の更生指導を必要とする場合等に行われる。

またDV法により、配偶者からの暴力被害者及びその同伴する家族の一時保護を行うこととされ、母子生活支援施設、民間シェルター等一定の基準を満たす者には一時保護の委託が可能となっている。

さらに、人身取引対策行動計画に基づき、被害者の一時保護（委託を含む）を行っている。

	実 人 員	うち一時保護委託分	延 べ 人 員	うち一時保護委託分
要保護女子等	6,478	1,661	93,496	23,763
同伴する家族	5,529	2,089	83,923	29,511

(4) 在所者の一時保護時の主訴別内訳

総数	夫等の暴力	帰住先なし、住居問題	親族間の問題	子どもの問題	人身取引、売春強要など	離婚問題、家庭不和	経済関係	医療関係	その他
(100%) 6,478	(70.2%) 4,549	(14.9%) 967	(4.6%) 295	(2.7%) 176	(1.2%) 80	(1.0%) 67	(0.7%) 47	(0.9%) 57	(3.7%) 240

※在所者とは、前年度末在所者と平成19年度に新規に入所した者で、当該年度中1日でも在所した者をいう。

(5) 一時保護後の状況

総数	帰宅	福祉事務所	帰郷	自立	婦人保護施設	民間団体	病院	他の婦人相談所	その他
(100%) 6,315	(18.6%) 1,176	(15.0%) 950	(13.5%) 854	(13.3%) 843	(10.8%) 683	(3.0%) 190	(2.7%) 169	(0.3%) 19	(22.7%) 1,431

2 婦人相談員の業務

婦人相談員は、売春防止法第35条に基づき、社会的信望があり、熱意と識見を持っている者のうちから、都道府県知事又は市長から委嘱され、要保護女子の発見、相談、指導等を行うこととされている。

また、DV法第4条により、配偶者からの暴力被害者の相談、必要な指導を行うこととされた。

平成20年4月1日現在、47都道府県436名（うち婦人相談所223名）、262市区582名、合計1,018名の婦人相談員が全国に配置されている。

(1) 相談別状況

種別	総数	来所による相談			巡回相談、出張相談による	電話相談		その他（手紙等）
		電話・巡回相談等の来所指示による	外国人からの相談	夜間相談				
実人員	(100%) 113,929	(52.2%) 59,470	3,935	2,644	(2.5%) 2,824	(44.6%) 50,786	997	(0.7%) 849
延人員	(100%) 243,901	(60.0%) 146,295	8,677	7,957	(3.3%) 8,136	(35.7%) 87,178	1,651	(0.9%) 2,292

※婦人相談所以外の福祉事務所等に配置される婦人相談員が受け付けた相談。

(2) 来所による相談実人員の主訴別内訳

(1)の来所による相談のうち、夫等の暴力を主訴とする実人員は14,583人であり、実人員総数の24.5%にあたる。

総数	夫等の暴力	離婚問題 家庭不和	経済関係	医療関係	帰宅先なし、 住居問題	子どもの 問題	親族間の 問題	人身取引 売春強要 など	その他
(100%) 59,470	(24.5%) 14,583	(20.4%) 12,115	(16.2%) 9,637	(9.9%) 5,867	(7.9%) 4,686	(6.2%) 3,701	(3.9%) 2,324	(0.1%) 49	(10.9%) 6,508

3 婦人保護施設の業務

婦人保護施設は、要保護女子を収容保護する施設で、都道府県、市町村又は社会福祉法人が設置することができる。(売春防止法第36条)平成20年4月1日現在40都道府県に50か所設置されている。

また、DV法第5条により、配偶者からの暴力被害者の保護を行うことができることとなった。

(1) 入退所状況

	前年度末在所者	当該年度中 新規入所者	当該年度中 退所者	当該年度末 在所者	当該年度中 在所延人員
要保護女子等	544	770	802	512	198,278
同伴する家族	30	473	442	61	19,725
うち同伴児	30	472	441	61	19,722

(2) 在所者の入所時における主訴別内訳

在所者の主訴別入所の内訳をみると、在所者総数のうち、「夫等の暴力」を主訴とする者が38.1%にのぼり、次いで「帰宅先なし・住居問題」を主訴とする者が29.9%にのぼる。

総数	夫等の暴力	帰宅先なし 住居問題	医療関係	親族間の 問題	経済問題	子どもの 問題	人身取引 売春強要 など	離婚問題 家庭不和	その他
(100%) 1,314	(38.1%) 501	(29.9%) 393	(14.2%) 187	(5.6%) 73	(3.8%) 50	(3.1%) 40	(2.4%) 32	(1.2%) 16	(1.7%) 22

※在所者とは、前年度末在所者と平成19年度に新規に入所した者で、当該年度中1日でも在所した者をいう。

厚生労働省における人身取引被害者への対応

厚生労働省雇用均等・児童家庭局（平成20年11月30日現在）

1 婦人相談所等における保護の状況

- 保護した被害者はすべて女性で合計254人。うち248人は婦人相談所が担当。その他の6人は児童相談所が担当（平成17年度5人・18年度1人）。
- フィリピン人・インドネシア人・タイ人の合計で全体の87%。
- 保護に至る相談経路の96%は警察もしくはは入国管理局。
- 18歳未満は計15人。最年少は15歳。平均年齢24.6歳。

○年度別保護実績（合計254人）

平成13年度	1人（タイ1人）
平成14年度	2人（タイ2人）
平成15年度	6人（タイ3人・フィリピン人3人）
平成16年度	24人（タイ15人・台湾4人・インドネシア3人・韓国1人・コロンビア1人）
平成17年度	117人（フィリピン64人・インドネシア40人・台湾6人・タイ4人・中国2人・韓国1人）
平成18年度	36人（インドネシア17人・フィリピン12人・タイ4人・台湾2人・韓国1人）
平成19年度	36人（フィリピン19人・韓国5人・タイ5人・インドネシア4人・ルーマニア1人・台湾2人）
平成20年度	32人（タイ人18人・フィリピン8人・台湾3人・中国2人・バングラデシュ1人）

○都道府県別保護実績（合計254人）

愛知県	53人	長野県	31人	千葉県	28人	東京都	**23人
栃木県	22人	秋田県	18人	島根県	14人	岐阜県	10人
広島県	*9人	鳥取県	9人	群馬県	7人	神奈川県	7人
大阪府	7人	福岡県	6人	茨城県	5人		
兵庫県	4人	徳島県	3人	熊本県	2人		
新潟県・静岡県・大分県・鹿児島県・沖縄県 各1人							

*6人が島根県より、**3人が群馬県より移管のため合計には算入せず

○一時保護委託実績（254人のうち89人）

平成17年4月1日～平成20年11月30日までに89人の一時保護委託を実施
 内訳 婦人保護施設34人・母子生活支援施設32人・民間シェルター22人
 児童自立援助ホーム1人

○平均保護日数 25.5日

2 被害者に対する支援

- 相談や支援における適切な母語通訳の確保
- 母国の文化を尊重した日常生活場面での支援
- 医師の診察や医療費の補助等による健康支援
- 必要に応じて弁護士等による法的対応支援
- 心理療法担当職員によるカウンセリング等の心理的ケア
- ※ 被害者の立場に立ち、適切に保護を行うには、警察、入国管理局、大使館 I O M（国際移住機関）等の関係機関との緊密な連携が欠かせない。

